第21次東京都消費生活対策審議会 第3回部会 議事録

平成 2 3 年 7 月 2 7 日 (水) 消費生活総合センター 学習室 A

午前9時52分開会

企画調整課長 おはようございます。本日は、お忙しいところ、お集まりいただきましてどうもありがとうございます。

本日、鹿野委員から急遽、所用により欠席というご連絡をいただいております。皆様おそろいでございますので、時間前ではございますけれども、池本部会長、よろしくお願いいたします。

池本部会長 おはようございます。少し早いですが、出席予定の方はお集まりのようですので、第3回の部会を開会したいと思います。

最初に、事務局から定足数の関係、それから配付資料の関係について報告、確認をお願いします。

企画調整課長 企画調整課長の山根でございます。事務局からご報告申し上げます。

本部会でございますけれども、委員6名で構成されております。本日は、鹿野委員から 欠席のご連絡がございましたが、5名の出席をいただいております。消費生活対策審議会 運営要綱第8による委員会の半数以上の出席という定足数に達していることをご報告申し 上げます。

なお、この部会でございますけれども、消費生活対策審議会運営要綱第11によりまして、公開の扱いにさせていただきたいと思います。また、議事録につきましても公開する 予定でございますので、ご了承ください。

次に、本日お配りしております資料について確認をさせていただきます。会議次第にございますけれども、本日は資料を3つ用意させていただいております。まず、資料1といたしまして、部会の委員名簿でございます。続きまして、資料2が書記の名簿でございます。この2つは通常おつけしているものでございまして、本日は、それに加えまして資料3ということで、「中間のまとめ(案)」というA4の2枚ものの資料をおつけしているところでございます。

以上です。

池本部会長 ありがとうございます。

それでは、早速審議に入りたいと思います。前回の議論を踏まえまして、事務局において「中間のまとめ(案)」を準備していただいております。では、最初にまず事務局からこの内容をご紹介いただいて、それから議論に入りたいと思います。よろしくお願いします。

企画調整課長 それでは、資料3をご覧ください。これまでのご議論を踏まえまして、 事務局にて取りまとめた「中間のまとめ(案)」でございます。本日はこの内容につきま してご議論いただきまして、後日、修正したものを再度ご確認いただきまして、完成させ ていきたいと考えているところでございます。

初めに、資料3でございますけれども、構成ですが、10ページ立てになっておりますけれども、最初の1ページ、2ページに、今回の中間の取りまとめに当たっての考え方とポイントをまとめたものをおつけしておりまして、3ページ以降が本文ということになります。

本文は、大きく分けて2つの構成になっておりまして、3ページの に「東京都における消費者被害救済の現状と課題」としてまとめておりまして、これが6ページまで続きます。

その次に、7ページから といたしまして「東京都消費者被害救済委員会の見直しの方向」として、前回までご議論いただきました中身の内容になっているところでございます。 本日は、1ページ、2ページを簡単にご説明させていただきます。

まず、1ページのところでございます。今回の「答申に向けた『中間のまとめ』」ということで、取りまとめるに当たっての考え方、動機といいますか、諮問の趣旨にも通じるところですけれども、これをまず簡単にまとめたところでございます。

まず、社会経済状況の高度化ということで、消費者問題が非常に深刻化しているという 社会背景がございます。更に、消費者紛争の特性として、訴訟による解決には限界がある という構造的な話がございます。こうした中、裁判によらない解決機関としての公的AD Rへの期待が高まっているという社会全体の現状があります。その中で、東京都の仕組み として、基本的には東京都は消費生活総合センターにおきます相談員によるあっせん解決、 これが被害救済の基本でございますけれども、これにより難い場合は、条例で規定されま した、都民の消費生活に著しく影響を及ぼし、又は及ぼすおそれのある紛争等について被 害救済委員会で審議をいただきまして、あっせん・調停を行っているということで、現在 の東京都の仕組みをまずここで整理をしております。

しかしながら、現行の東京都の制度は、付託要件が厳しいことから対象案件が限られているということと、審議に時間を要している関係で多くの案件を取り扱うことが難しいことがございまして、なかなか時代のニーズにマッチしたものになっていないという問題がございます。こうしたことから、今回、見直しの契機としまして、個別紛争の解決を図り

つつ、同種同一の被害の未然・拡大防止を図っていくために委員会の機能を強化していく、 こういった問題意識のもとにご議論をいただいたということをこちらにまとめているとこ ろでございます。

では、実際にどういった方向で改善していこうと考えているかというのが2ページのところになります。「『中間のまとめ』のポイント」として四角に囲っておりますけれども、まず、東京都の被害救済委員会が目指すものとして、ねらいという形で簡単に書いております。あくまでも東京都型といいますか、どういったものを主眼に置くかということですけれども、基本的には、被害救済ですから個別紛争の解決ということはもちろんやっていくわけですけれども、これを契機として、同種同一の原因による被害の未然防止・拡大防止に力を入れるということを改めて確認をしているところでございます。これによりまして、紛争事例につきましては情報提供していく。これは、事業者名の公表であるとか、あるいは解決指針の提示といったことで、あくまでも個別解決を契機として、そういった被害の拡大を防止していく、東京都はこれを目指すのだということをこちらに書いているところでございます。更に、個別紛争の解決についても、より充実していこうという内容になっているところでございます。

そのために何が必要かということで、「委員会の機能強化などによる被害救済の仕組みの充実」として、2番目の括弧以下になりますけれども、まず具体的には、委員会が取り扱う紛争の範囲を拡大していこうということでございます。矢印のところですけれども、相談前置主義を踏まえた申請者の拡大ということで、具体的には区市町村、あるいは消費者団体で扱った案件についても、委員会に付託できるというふうに対象を広げていこうということでございます。あくまでも相談前置主義ということは前提として置いてあるということであります。更に、付託要件も緩和していこうということになります。ですから、二重の意味で入口が広がってくるということでございます。

更に、そういった案件を審議していくわけなので、委員会の体制も強化していく必要があります。現在、部会は1つですけれども、これを新たな部会を設けて迅速な処理が図れるような体制をとっていこうと。これを支える事務局についても強化をしていこうという内容でございます。更に、全て東京都がやるのではなくて、民間のADR機関が育ちつつありますので、そういった状況を見ながら、将来的にはこういったところとも連携の強化を図っていきたいということが今回の「中間のまとめ」の内容的な柱になっているところでございます。1ページ、2ページの説明は以上です。

3ページ以降が本文ですが、3ページの現状と課題につきましては、冒頭で申し上げました認識を整理しているところでございます。ページをおめくりいただきますと、4ページ、5ページあたりは現状と課題ということで書いてありますので、これは後ほどご確認いただければというふうに思いますので、本日は7ページ以降の「東京都消費者被害救済委員会の見直しの方向」について、再度ご確認の上、ご議論いただきたいというふうに思っているところでございます。こちらにつきましては、担当の大野課長から説明をさせていただきます。

消費者情報総括担当課長 私、消費者情報総括担当の大野と申します。どうぞよろしく お願いいたします。私のほうからご説明申し上げたいと存じます。

それでは、7ページをご覧いただきたいと存じます。 「東京都消費者被害救済委員会の見直しの方向」でございます。

1といたしまして、「都民の消費者被害救済の体制強化を目指して」ということで、以降、基本的には丸印で箇条書きというスタイルでお示しをしているところでございます。この3行あまりのところに書かれておりますのは、ただいま山根課長からご説明申し上げました今回の見直しの方向性を簡潔にまとめたものでございまして、若干重複しますが敷衍して申し上げますと、現在の紛争解決の仕組みを検証しまして、委員会の機能を強化することによって、より多くの個別紛争の解決、即ち個別の民事的な争い、紛争をできるだけ解決を図っていく。そういうことを通じまして、それを契機にいたしまして、都としては、その背後にあるであろう同一又は同種の被害の未然・拡大防止、即ち都民全般に関わるような被害全般について、公の立場から、都としてきちんと被害の防止を図っていこうというところを目指しているものでございます。

そのために、2番目以降にございますように、「東京都消費者被害救済の充実・強化」 ということで記載をしてございます。

まず、(1)「委員会による紛争解決の充実」でございます。個別紛争解決の充実という側面でございます。

まず、 といたしまして「申請者の拡大」でございます。本来は、相談を受けた自治体が被害救済まで対応することが望ましい。消費者被害というものは、もともと自治事務と申しますか、一緒に社会的な生活をしていく上で、その中で消費者被害といったようなものが生じた場合に、自治という立場で助け合い、救済をしていくという原則的な考え方があろうかと存じます。そうしたことから、基本的には区市町村において消費者相談を受け

るだけではなくて、やはり最後まできちんと消費者被害の救済を図っていくということも 自治体の本来的な役割であろうということを基本といたしつつ、しかしながら、現状、東 京都の委員会と同様の機能を持っている区市町村は非常に限られているということでござ います。

そこで、都のセンターとしては、センター・オブ・センターズというような機能がございます。区市町村を支援する機能を有しておりますので、本来、区市町村が果たすべき被害救済の機能を更に支援していく必要が基本的にはあるのではないか。それとともに、当面と申しますか、区市町村の消費生活センターで処理したが解決が難しい紛争というものについて、都民に対して幅広く影響を及ぼすような紛争については、都の委員会のほうに付託できるような、いわば区市町村の、本来救済すべき機能を補完するような形での機能も、都として持っているのではないかということで、都の委員会に付託できるようにすべきであるというふうにしてございます。

それから、消費者相談というのは都や区市町村ばかりでなく、現在、経常的に消費生活相談等を行っている消費者団体がございます。これらの団体にも、都や区市町村に対するのと同様な消費生活に関する、地域社会の中で生ずるようないろいろな被害についての相談が寄せられている現状がございます。こうしたものも、問題そのものとしては都や区市町村のセンターに寄せられる相談と同様の性質を持つものであろうと考えられるわけでございまして、区市町村の場合と同様、そういったものについても、都の委員会で審議できるようにすべきであるというふうにしてございます。

ただ、消費者団体は、地域社会における消費者相談を受けているようなものに限るべきでありまして、例えば宗教法人ですとか、あるいは特定の興味とか分野に関わる、そういった団体の方々の受けるような相談というのはちょっと性格が違うのではないかということで、その要件としてアからウまで定めているものでございます。それとともに、ページをおめくりいただきまして、エにございますように、やはりある程度の業務を遂行するための体制等が整備されている、そういった消費者団体からの申請ということにする必要があるのではないかということで具体的に記載してございます。専門的な知識・経験を有する方、具体的には消費生活相談員の資格を持った方により相談・あっせんを行っているといったようなことが基本になるのではないかということでございます。このような形で、都内におけるいろいろな消費者相談、苦情相談、都のセンターに寄せられたものも、区市町村に寄せられたけれども区市町村では処理が難しいもの、それから、消費者団体に寄せ

られたような相談について、すき間なくこの委員会で申請を受け付けられるような仕組み にすべきではないかということであろうかと存じます。

それから、今度は でございますが、対象についてでございます。「被害救済すべき対象の拡大」ということで、現在は、6ページ以前のところに記載してございますけれども、後ほどご確認をいただきたいと存じますけれども、従来の付託要件の中には、財産上の被害、重大性の要件に財産というものが現状ではございませんので、これを加えるべきではないかということでございます。

それから、現在、対象事項といたしまして、被害が多数に及ぶ、あるいは重大なものであるといったような要件が定められておりますけれども、それに加えまして、被害の反復性、即ち同一の事業者によって反復して同じような被害が生ずるようなもの。それから、イ、被害救済の困難性、相談員によるあっせんが困難で、放置しますと被害が拡大するおそれがあるようなもの。さらに、被害の緊急性といったようなものも従来の付託要件に加えて、これもすき間なく、あらゆる消費者被害といったようなものを、都民の被害の消費生活に著しく影響を及ぼすようなものについてはきちんと対応を図っていくべきであろうということでございます。

それから、3つの目の丸に記載してございますけれども、個別の紛争ではないものであっても、問題のある契約条項等によりまして被害が発生しているような場合、これは現在、消費者契約法によりまして、適格消費者団体が不当条項等に対する差止請求権を有しているわけでございます。法律によるこうした仕組みが既にございますので、こうした個別の紛争に係るもの以外のものについては、こういった仕組みを活用し、適格消費者団体との連携強化を図っていくべきではないかというふうに案として取りまとめているところでございます。

次に、(2)「体制・機能の強化」でございます。委員会の体制といたしまして、従来、部会を設けてございますけれども、従来のあっせん・調停部会のほかに、新しい型での部会を設けるということで今回提案をするものでございますけれども、従来型のあっせん・調停部会は、主に紛争解決基準や解決指針を示す必要があるとき、あるいは紛争を解決する上での解釈上の指針、判断を示すようなとき、あるいは先進的・先例的な提言を行う必要があるときなどについては従来型の部会が担当するようにしてはどうか。もちろん、こういった要素というのは、被害救済委員会のあらゆる案件に多かれ少なかれあらわれている要素かと思いますけれども、主にこういったものについては従来型の部会で担当すると

いうことでございます。この部会につきましては、従来どおり、学識経験者の方、消費者 委員の方、事業者委員の方で構成していくということでございます。なお、紛争を解決す る上で、法解釈上の問題があるような場合については、学識経験者のみで構成することも 事柄の性質からいって可能とするということにしてはどうかということでございます。

それから、今回新たに設けるということで提案する部会でございますけれども、これも主として多数性、重大性、緊急性、困難性及び反復性のいずれかを満たす紛争案件を担当する。要は、今まで消費者被害というのは、例えば被害金額が少額であったり、なかなか裁判にまでは至らない、いわゆる泣き寝入りに至っているような例も多いかと思われますけれども、そういったものもできる限り、すき間なく被害救済委員会にかけていくという趣旨もございますけれども、そうした趣旨からすれば、多くの案件を処理していく必要があるわけでありますけれども、そういった案件については、自ずと被害の多数性、重大性、緊急性、困難性のいずれかに該当するようなものが主として多くなるであろうということで、こういった多くの紛争案件についてもきちんと対応していく必要があるということで新たに設けるものでございますが、迅速に解決を図っていくことから委員2名程度で構成をする。それから、基本的には紛争解決に当たっての従来型の部会と同様の機能を果たすわけでありますけれども、紛争解決の要点をできる限り的確に取りまとめまして、被害救済の迅速化を図っていくというふうにまとめているものでございます。

あと、最後の項目は事務局の体制でございますけれども、具体的には、相談員の資格を 有する非常勤職員を新たに配置するなどによりまして、事務局の体制を強化する方向性を 打ち出しているものでございます。

続きまして、消費者被害救済委員会の機能についてでございます。この機能につきましては、どういう役割を果たしていくかということで、個別の案件の救済にとどまらず、その経過及び結果を明らかにすることによりまして、同一又は同種の原因による被害の防止を図っていくということでございます。そこで全ての案件について解決指針等を記した報告書を作成する。その上で、速やかに公表していくとしております。

それから、3つ目以降の項目については、恐縮でございますが、前回までの部会の中で必ずしも十分なご議論がなされていなかった部分もあろうかと存じます。当該事業者があっせん・調停に同意しなかった場合には、現在、同様の被害が発生する可能性があるため、事業者名を含めた情報提供を行っておりまして、今後もこうした考え方に基づいて、都民への情報提供を行っていくことが重要ということで、従来からもこのように取り扱ってき

たところでございます。なお、事業者名等の公表につきましては、今申しました同一又は 同種の原因による被害の防止を図るという観点から行っているわけでありますけれども、 現在、条例の30条を根拠として公表しておりますが、数多くの案件が委員会で審議をされるということになりますと、いろいろなケースが出てくる可能性もあろうかと思われます。そういった中で、被害救済委員会として、事業者名等の公表を含む情報提供のあり方についてどのような対応をしていくのが妥当であるのかということにつきましては、網かけにしておりますけれども、本日、恐縮でございますが、このあたりの論点につきましてご議論いただけますと大変幸いであろうかというふうに存じます。

それから、委員会の権能といいますか、具体的には事業者をテーブルに就かせるという側面についてでございます。委員会が紛争解決していくためには、両当事者の意見を聞くということが不可欠でありますけれども、現在、条例第29条8項によりまして、委員会は当事者・関係人等の出席及び資料の提出の要求等をすることができるというふうに条例で定められているところでございます。この委員会の権能として、こういうふうな形で条例で定められているという趣旨を当事者に十分ご理解いただいて、被害救済が円滑に進むような運用がなされるような方向性に持っていくよう努めるべきではないかというふうにしているところでございます。

最後に、でございます。今までは地域社会の中における消費者被害の救済という観点から、都のセンター、あるいは区市町村のセンター、あるいは消費者団体に寄せられる消費者相談といったようなものを基本に、機能の強化等についてここまでは論じてきたところでございますが、消費者被害というものは、そういった地域における救済だけではなくして、専門的な観点から、現在では民間のいわゆるADR機関といったようなものが少しずつ、あるいはかなり立ち上がってきておりまして、消費者被害の救済にいろいろな形で機能を発揮しつつあるという状況が見られるところでございます。そうしたことから、都といたしましても、都内の民間ADR機関のそれぞれの特徴といったものも生かしながら、そういったものも踏まえて連携・協力して、総体として相談対応や消費者被害の救済を図っていくことが必要ではなかろうかということでございます。そのために、都としても、民間ADR機関に対して情報提供などの支援を行うとともに、都が将来的にはこういった紛争解決機関のハブ機能を発揮しながら、全体的なADR機能の底上げを図っていくというふうな方向性が考え方としてはあるのではないかということでございます。

そうした連携の仕組みの構築として、現状では、こういった民間のADR機関の活動内

容が必ずしも十分に都民に周知されていないという状況もございますので、そういった都と都内の民間ADRとの連携を図る仕組みについてもきちんと構築していくべきであろうということで打ち出しているところでございます。そのためには、各機関と具体的に個別に情報交換会を開催するなどしまして、いわば顔の見える信頼関係を築いていくといったような方向性が必要なのではないかということで取りまとめているところでございます。

以上、大変雑駁ではございますが、 と のところのご説明として私のほうからご報告を申し上げました。どうぞよろしくご審議をお願いいたします。

池本部会長 ありがとうございます。さて、7ページから10ページまでの部分で、9ページのところの網かけで前回十分議論ができなかったという部分があります。ただ、全体を含めて、「中間のまとめ」ということで全体会に出すためということですから、7ページのところから全体を通じて議論をしていく必要があると思います。とりわけ、9ページのあたりは前回十分な議論ができていないので、しっかり時間を割く必要があるというふうに思います。そういうことをご配慮いただきながら、先に7ページ、(1)の「申請者の拡大」、「救済すべき対象の拡大」というあたりを少し時間を絞って前半にまず議論をしていきましょうか。(1)は 、 を通じて、お気づきの点があればお願いします。

佐々木委員 も含めてでよろしいですか。

池本部会長 はい。

佐々木委員 の一番最後のところに「個別の紛争ではないが、問題のある契約条項等について被害が発生した場合は」、結論としては「こうした問題の解決のためには、適格消費者団体との連携強化を図るべきある。」ということになっているのですが、これは具体的にはどういうことを念頭において連携強化というのを書かれておられるのでしょうか。消費生活総合センター所長 では、私のほうからご説明申し上げます。

前回のご議論の中で、約款等の問題についてどう対応するのかというご議論があった中で、やはり個別紛争をベースにして、その中で意見を述べるという仕組みがいいのではないかというご意見をほとんどの委員の皆様からいただいたものですから、そのご議論を踏まえましてこのように変えたのですけれども、そのご議論の中では2つのご意見がございまして、1つ目は、主に鹿野先生と矢野先生からご意見をいただいたのですが、適格消費者団体の差止請求権を行使して、事業者がそれに応じないということで紛争になったということについて、これを個別紛争だということで被害救済委員会に付託するという道が開けるのではないかというご意見がありましたので、それを1つ念頭に置いております。

もう1つは、矢野委員がおっしゃっていたように、適格消費者団体と連携強化して、情報提供して、適格消費者団体が問題意識を持って、差止請求権ですとか、そういうものを行使するということを支援すべきではないという趣旨のご意見がありましたので、情報提供を中心とした連携の強化、この2つを念頭に置いてございます。

佐々木委員 そうしますと、前者のことで言いますと、申請者としては、適格消費者団体に相談に来られた方の問題として取り上げるのではなくて、適格消費者団体そのもの自体が申請者になれるというふうなことでよろしいのでしょうか。

消費生活総合センター所長 今、条例上は「消費者」という規定になっていますけれど も、適格消費者団体がそこの「消費者」で読めるかどうかというのはあるのですが、そこ に位置づけられるということになります。

佐々木委員 そういう道があり得るということですね。

消費生活総合センター所長 はい。

池本部会長 いかがでしょうか。前回もどう整理するか必ずしも明確に結論が出ていなかった課題の1つだったと思いますので、更にご意見があれば。

企画調整課長 ちょっと事務局から補足いたしますと、実はこの部分は、当初、事務局 の考え方としては、個別救済が済んでいるものについても委員会として問題意識を持って 提言できないかというのがそもそもの発想だったのですが、それは現実的になかなか難し いだろうというご議論を前回いただきました。それを踏まえて若干形を変えているという ことと、あるいは、そういった問題に関しては、委員のほうからのご指摘で、実際、既に 適格消費者団体による差止請求権という制度があるのだから、そういったものを使うほう が実効性があるだろうというご指摘をいただいております。それを踏まえて、こういった 形で整理をさせていただいたという経過でございます。

池本部会長 そうしますと、例えば今のことを前回の議論とつなげて理解すると、都も含めて、各市町村のセンターで、個別案件では不当な契約条項ではないか、例えば違約金が高過ぎるということで交渉して、その案件はある程度減額をさせた。でも、条項そのものも見直してくださいと言っても応ずる気配がないときに、案件は終わったけれども申請できるというふうにすると、まさに申請人のいないような形になるから、なかなか取り扱いが難しいのではないかという意見。それに対しては、むしろそういう案件を適格消費者団体へ情報提供し、適格消費者団体が取り上げる中で改善の申し入れをするが、応じないとき、訴訟にいかず、この手続に乗せる。そういうルートをつくることによって、センタ

ーと適格消費者団体が連携し、適格消費者団体の選択肢の1つとしてこの救済委員会を位置づける、こういう流れをイメージするということでよろしいですか。

企画調整課長 はい。

池本部会長わかりました。皆さん、そういう理解でよろしいですか。

矢野委員 今、池本先生が説明された部分が丸のところではなかなか読み取れないですね。だから、「中間のまとめ」にしても、この丸の書き方は、上記の対象の拡大はあったにせよ、どう関連性があるのか、それから、どういうふうな流れになるのか、もう少し補足をしたほうがわかりやすいのではないかと思います。

川野委員 確かに理想形として正規の手続に乗せますということはいいのですが、現実論として、ここまで一気にいくのは無理があるのでは。被害救済の実効性をあげるにはもっと具体的に、例えば具体的な連携の仕方をサブでどこかにうたっておくとか。個人的には、この道は残すとしましても次のステップでもいいのではないかと思います。まずは今の目の前の実効性をあげようというのが最初の趣旨だったと思うので、そちらのほうをまず進めるべきではないかというふうに思います。今聞く範囲では、無理があるとは言いませんが、もう少し詰める必要があるのではないかというふうに思うのですが。

池本部会長 ほかにいかがでしょうか。

佐々木委員 適格消費者団体の活動している関係で言うと、いろいろなとり得る道がある。それが1つ増えるということは、いろいろな事案があるものですから、確かに適格消費者団体の活動にとっても、こういう形で救済が図れるというか、救済委員会のほうに持ってこられるという道ができるのは1ついいかなというふうに私としては思います。

池本部会長 ほかにいかがでしょうか。

ちょっと私のほうから。今の議論に関連してですが、これは「中間のまとめ」という最終の報告書とは違うものですから、多少、論点出し的に書いて、この件についてはこういうふうにしてはどうかというような、最終的にこれでガチッと固まるのではない、こういう方向を検討してはどうかというふうな、意識的に論点を示す書き方にしたほうが全体の審議会でも議論しやすいかなという気はします。

例えば、先ほどの各センターで個別案件を解決したものを付託するということはどうか。 これについては、申請人となる者の協力が得にくい等の問題があるので難しいのではない か。ただ、それが適格消費者団体等を通じて、不当条項の改善申入れという形になると、 その具体的紛争に対する解決ということで付託し、審議を進める条件が出てくるのではな いか。将来的には、先ほどおっしゃったように、各センターで解決したけれども、不当条項の問題があるものについては、適格消費者団体と連携することによって、そちらで検討するということが期待される。不当条項の案件が全て適格消費者団体へいって、そこから救済委員会に上がるとは限らないわけで、適格消費者団体もやれる数は限られているでしょうし。だから、要件的に道をつくるということと、課題として、両者が連携して、適格消費者団体から持ち出していくということは、多少将来的課題のようなところが含まれるというニュアンスを書き分けておいたほうが、要件の議論と将来的なあり方というところは区別したほうがわかりやすいかなという気がします。更に言うと、先ほどのように、議論したけれども、ちょっとこれは見送りにするということも痕跡として書き込んで残しておいたほうがよろしいのではないかという気がします。

企画調整課長 先ほどの川野委員のお話の中で、これはこれで、ただ、今あるものの実 効性を高めるのが先であろうということで、今あるものというのは、具体的には適格消費 者団体による差止請求権をもっと有効に活用するというか、それを機能させるということ でよろしいのでしょうか。

川野委員 いえ、適格消費者団体との連携云々というのは、一気にそこまでいけばいい のですけれども、将来の道を閉ざすわけではなくて、まず今、相談員さんが困っていると か、市町村が困っている、そこの実効性を高めた上で、次のステップとしてこれを置いて おいてもいいのではないかという意味です。一気にできるならそれがベストですけれども。

企画調整課長 わかりました。

池本部会長 ほかにいかがでしょうか。

では、今の論点に関連してもう1点だけ。そこの書きぶりをどうするかはまた検討するとして、仮に適格消費者団体が不当条項の申入れをして、それが申請対象になり得るとした場合には、7ページに戻ることになりますが、「対象とする消費者団体は以下のような一定の要件を満たした消費者団体とする。」と。このア、イ、ウはいずれも満たすという趣旨だろうと思うのですが、イのところには「消費生活相談及びあっせんを相当期間継続して実施していること」という言葉があります。これは、例えばNACSとか、全相協とか、消費者協会とか、そういう個別相談処理をしているものを指すと思うのですが、適格消費者団体は不当条項の見直し改善申入れはしていますけれども、「個別の相談及びあっせん」という言い方はちょっとそぐわないと思います。そうすると、ここへ相談を実施していること、又は何々という言葉を付加しておかないと、こちらの要件のほうで途切れて

しまうことになるというおそれがあると思います。ここへ例えば、不当条項だけではない けれども、適格消費者団体の業務のあのあたりから言葉を借用して入れておかなければい けないのかなというふうに思います。

消費生活総合センター所長 その件についてですが、 の「申請者の拡大」というのは、 私どもで想定しているのは、消費者被害救済委員会の事務局に付託申請をするときの申請 者ということで考えておりまして、それで、イについては「相談・あっせんを相当期間継 続して実施していること」ということで、相談前置主義を想定してイを出していまして、 例えば消費者機構日本のように、相談をやっていませんというところについては、先ほど 申し上げた差止請求権を行使して、紛争になったときには、紛争当事者ということで相談 機関であるセンターに持ってくるということを想定しています。

池本部会長 それで、先ほどおっしゃった「消費者」という言葉自体に適格消費者団体 が読み込めるかという趣旨で。

消費生活総合センター所長 ええ。説明不足で済みません。そういう趣旨でございます。 池本部会長 わかりました。

川野委員 先ほど私が申し上げたのは、あくまでも「個別案件ではないが」というところに引っかかっていて、まずは個別案件のほうで先に固めておくべきではないかという意味です。適格消費者団体を消費者とみなして云々という、それを取り上げないという意味ではありません。

池本部会長 ほかにいかがでしょうか。

では、今の論点はまたお気づきの点があれば、どの段階でも再度出していただいても結構ですが、それ以外で(1)の申請者、対象案件のいずれかでいかがでしょうか。

佐々木委員 細かいことですが、対象とする消費者団体というのは、結局、申請があったときごとにそれを判断していくという形になるのでしょうか。この要件を満たしているかどうかということを。

消費生活総合センター所長 そこは、まだこれから検討しようというところでございます。

川野委員 この間、登録制度とか何とか出ましたけれども、それを今日ここで討議する ということですか。

消費生活総合センター所長 いいえ。これから事務局のほうで整理をして、それでご意見をいただくということになると思います。

川野委員 わかりました。

池本部会長 今の点は、8ページの上の工に、「業務を適正に遂行するための体制が整備されていること。」という、それ以外はある程度形式的な要件なので比較的容易に判定できますが、こういうあたりは業務を安定的かつ継続的に行うという実態の話になるので、それを申請段階で審査するのか、前段階で何か協定なり登録なり何かやるのか、その論点については引き続き事務局で検討していただくということですか。

消費生活総合センター所長 はい。具体的に整理をして、資料を示してご覧いただきた いと思っております。

池本部会長 ほかにいかがでしょうか。とりあえず(1)の範囲であれば。それから、 後半は2というふうに時間を分けて議論してみようと思っています。

では、これは全く形式的な話ですが、7ページの上の1の文章の中で「同一又は同種の被害の未然・拡大防止を」という言葉がありますが、「同一の被害の未然・拡大防止」という言葉はちょっとおかしいなと思ったところ、9ページの「機能」のところ、あるいは条例は「同一又は同種の原因による被害の防止及び救済を」という言葉になっています。だから、7ページも「同一又は同種の原因による被害の」と書かないと、「同一の被害拡大防止」というとちょっと。用語の整理ということで再確認をお願いしたいと思います。どこかもう1カ所ぐらい同じような言葉遣いがあったような気がしました。その点だけ。

ほかに(1)でお気づきの点いかがでしょうか。あるいは事務局から、この点は前回の 議論でちょっとはっきりしないという点があればご指摘いただければと思います。よろし いですか。

では、また後で戻ることはいつでもできますので、8ページの(2)、これは体制と機能は分けたほうがよろしいですか。議論がかなりあったと思いますので、では、先に(2)の 体制に関して、ご意見をお願いします。

野澤委員 最後の丸の事務局体制ですけれども、「非常勤職員を新たに配置するなど」という、これは例示ですが、今回、消費者被害救済委員会を拡充していくと、業務はものすごく忙しくなるのではないかと思うのです。今はたぶん年間3件ぐらいのものが、大法廷が3件で、小さい部会のほうがたぶん10件程度というふうになると、単純に考えても3倍近い業務量になるので、もう少し要求すると言うとあれですが、非常勤職員も含めて、専任職員もかなり拡充が必要ではないかというふうに思います。

池本部会長 ここをどの辺まで書き込むかという問題もあるのですが。

野澤委員 そうですね。

企画調整課長 この部分については、私どもが新しい仕組みで仕事をしていくに当たって一番必要とする部分でございますので、この部会、それから審議会で、ここのところは強い意見をいただくほど、私どもも庁内調整がしやすくなる部分でございますので、ぜひ応援していただければというふうに思っているところでございます。ただ、現実的に組織を新たにつくるというのは非常に難しいところでございまして、現行の組織の中でどれだけスタッフを充実させていくかということになります。そういった中で正規の職員というのは非常に厳しいということがありまして、現実的につきやすいのは非常勤の職員ということでこういう書き方をしているところですが、もう一度ここは内部でも書きぶりを調整いたしまして、大きなことをやるので充実が必要だということでもう少し書き込ませていただきたいと思います。

消費生活総合センター活動推進課長 補足ですけれども、前回申しましたように、新たな部会は一応想定としましては25件ほどということでたしかお話ししたと思いますので、その辺を踏まえてしっかり書き入れていただければと思います。

池本部会長 ちなみに、前提として、前にもお伺いしたと思うのですが、現在はこの救済委員会担当職員は何人でしょうか。あるいは、それはほかの業務と兼務なのか、そのあたりを含めて。

消費生活総合センター所長 現在は3名で行っております。

池本部会長 専任として。

消費生活総合センター所長はい。

池本部会長 それから、事務連絡的なところだけではなくて、議事録とか、更には報告 書の作成についての関与はどういう形で、例えば原案の起案は誰がやり、取りまとめはど こでやりというところはどういう扱いになっているのでしょうか。

消費生活総合センター所長 報告書を作成するに当たって、大まかに申し上げると2段階あるのですけれども、まず、報告書構成案の作成とあっせん案の考え方を整理をするということでペーパーをつくるのですが、それについては事務局のほうでつくっております。次に、具体的に報告書を作成するというところで、法律上の問題点と解決の考え方については委員の先生方にお願いしているということと、あっせん案の考え方についても、最終的には委員の先生方にお願いをしております。それ以外の事実関係については事務局のほうで整理をするのと、いろいろと付属資料がありますので、それも全部事務局でつくって

添付をするということで、イメージとしましては、大体 5 割から 6 割ぐらいが事務局で作成というところでございます。

野澤委員 今は3件ぐらいだからそれで回っていると思うのですけれども、実際に25 件とか、その辺になったらとてももたないですよね。

消費生活総合センター所長 そうですね。野澤先生にも被害救済委員会の委員として入っていただいているのですが、かなりご負担をいただいているのですけれども、正直申しますと、事務局もかなり時間をかけて報告書をつくっているのが実態です。

野澤委員 事務局も大変ですよね。

川野委員 小部会だから事務量が3分の1でいいというわけにはいかないでしょう。1件は1件でしょうし、仮に事務量が従来型の半分とすれば約12件相当、今の3件と合わせて15件ということであれば5倍ですね。でも5倍の人数をフルで抱えるのはなかなか大変でしょうが、実際に処理が滞ったら、最終的にツケがいくのは消費者のほうです。実効性という言葉を先ほど申し上げましたが、今までの体制の形を一旦忘れていただいて、ゼロから考えたときにどれぐらい資源配分が必要かという、違う見方で考えていただければと思います。必要なものは必要ですので。

池本部会長 ちなみに、これも前に話題にしましたけれども、国センは、東京都がこれから目指す新しい部会における取り扱いよりもっとスリムな報告書2、3ページの体制ですけれども、職員8人で、しかも、そこには弁護士も2人ほど入っています。それでもアップアップしながらやっておられます。その意味では、これまでの体制に加えて新しくやっていく人員が常勤ベースでいっても二、三人いておかしくない人数だろうと思うのです。だから、そこを非常勤だけで賄うというのは本来厳しいのではないかというぐらいに思っています。

企画調整課長 力強い応援をいただいて非常にうれしいところですけれども、あともう 1つ、今就いている常勤の3名の職員、これは東京都の一般行政職の事務職員が法律を勉強しながらこの仕事をしているということでございまして、専門知識がなかなかないといいますか、難しいところがございます。そういう意味で、非常勤職員を活用するということはやはり必要なのかなというふうにも思っているところでございます。

野澤委員 ただ、今、ロースクール出身の東京都の職員というのは結構増えてきている のではないですか。

企画調整課長はい、増えてはおります。

野澤委員 だから、これからは割とそういうところは供給できるのではないかとは思いますね。

企画調整課長 はい。

池本部会長 非常勤の専門職を入れるというふうにできれば、国センのように若手の弁護士に入っていただいて、論点整理などをやってもらうということもできるかもしれないですね。

消費生活総合センター活動推進課長 今、庁内公募制というのがありまして、そういう 専門的な知識を持った職員を職員の中から選別するという制度もございますので、その辺 も活用できるのかなと思っております。

佐々木委員 新たに設ける部会のほうですけれども、それも、要するに個別救済の充実もあるのですけれども、東京都の場合は、その部分も単に個別救済というか、当事者の合意ができればいいというわけではなくて、そこから何か先例的なものを引き出して、意見書のような形でつくっていくということを目指しているということでしたね。その部分が、国センはどうかわかりませんけれども、少なくとも裁判所の調停などでやっているのは、本当に当事者が合意できればいいという観点で進めていきますので、調停委員の労力だけで済んでしまうわけですけれども、東京都の場合はそうではなくて、コンパクトなものとはいえ意見書を一応つくっていくというところまで考えているということですから、その辺の大変さみたいなところは新しい部会のところにももう少し入れておいたほうがいいのかなというふうに思うのです。

それと、事務局体制のほうもそうですけれども、委員としても、もっと拡大していくということになるわけですね。そこも、委員がこれだけ増えるという具体的なものが出てくれば、当然、事務局も大変になってくるだろうということが出てくると思うので、その辺のところも少し書き込んでおいたほうがいいのではないかというふうに思いますけれども。

矢野委員 質問ですが、9ページの1つ目の丸ですけれども、その後段部分で付託要件のかぎ括弧で書いてある「委員会の判断を示す必要があるとき」というのは、これは被害救済委員会ですよね。その後に「学識経験者のみで構成する」というのは、現在もこれが動いているのかどうか。ちょっと聞いたようなこともあるのですけれども、被害救済委員会のあり方との関係で、その辺がよくわからないので、少しご説明をお願いしたいと思います。

消費生活総合センター所長 現在は、基本的には法解釈上の問題があるようなものなど

の付託案件の解決に当たっては、この丸の上段に書いてあります学識経験者、消費者、事業者の5人で解決しております。ただ、例外的に、既に解釈指針があるようなものについては、昨年度から学識経験者3名で構成される委員会で行っています。

矢野委員 それは被害救済委員会という形だけど、構成メンバーが違う。

消費生活総合センター所長 はい。

矢野委員 それで、最終的には総会に報告されるという形になる。

消費生活総合センター所長はい、そうです。

矢野委員 それと新しい部会との関係性はどうなるのですか。

消費生活総合センター所長 新しい部会との関係性で言えば、こちらに書いていますとおり、より迅速に解決を図るという視点で、少人数でコンパクトな報告書にまとめて、早く世の中に出していく、そういう仕組みをつくっていこうということでございます。

先ほど申し上げました従前、学識経験者3名でやっているという被害救済委員会については、報告書は従前どおりやっておりまして、20ページを超える報告書をまとめていますので、実質的な所要期間としてはほとんど変わらず、半年程度はかかっているという状況でございます。

野澤委員 その3名というのは、要するに、なくなった2名と大きいものとその2つに なるわけですね。

消費生活総合センター所長 はい。

矢野委員 3名がなくなるのですか。

野澤委員 ええ。3名というのはなくなって、学識経験者2名で構成するものと、あと、 消費者委員と事業者委員を全部含めた5名のものと、2つに分かれるんじゃないですか。

池本部会長 そこは私、どちらかわからなかったんです。矢野さんと同じ疑問で、なお書きのところがどこを指すのか。「同部会は」というのは、従来型の大規模なほうを前提にした文脈で、従来どおり何々という事業者委員、消費者委員も含むもの。なおのところが、従来型の中に書いてあって、「学識経験者のみで構成することを可能とする。」とありますが。

消費生活総合センター所長 従来型について、先日、野澤先生のご意見の中に、基本は 学識経験者、消費者、事業者の各委員で構成するというのはいいけれども、こと法律上の 解釈の問題に限定されるような案件については、逆に法律の専門家で構成して、それで解 決案を出すということもあるのではないか、それがいいのではないかというご意見があり ましたので、そういう道も開くということでございます。

池本部会長 ということは、従来型のパターンの中にも、今事実上やっておられる学識 経験者のみ3名型をこちらも選択肢には残しておく、そういう理解でよろしいですか。

消費生活総合センター所長 はい。

矢野委員 そのときは、最初から学識経験者の3名のみで付託されるのですか。

池本部会長 現在の扱いでということですか。

矢野委員 ええ。

消費生活総合センター所長 現在は、もう既に解釈指針が全部できているというのが前提になっています。一方、今ここに書いてあるものについては、法解釈上の問題があって、そういうものができていないものを扱うということで、大法廷型でやりましょう、その構成メンバーは法律の専門家だけで構成するという道も残しておきましょう、という制度設計です。

野澤委員 これは、事前の振り分けをどういうふうにやるかというのが1つありますね。 消費生活総合センター所長 ええ。

野澤委員 3名でやるものと、5名でやるものと、それから2名でやるものとに分けるのがどこでやるのか、それが1つ必要になりますね。

池本部会長 それは、たしか前回ありました会長と部会長みたいな、そういう呼び方に するか、二、三人振り分け検討班が必要ですねという話ですね。

野澤委員 そうですね。

矢野委員 意見ですけれども、振り分けのところが非常に重要だと思うのですが、新たな部会のところの多様性、重大性はこれまでもあったのですが、それにプラス加わるということで、先ほどの8ページの対象の拡大の反復性とか困難性とか、これはある意味では抽象的なので、どうにでもとれます。今は大法廷型と3名の学識経験者の委員会しかないので、もう少しスピーディにやりたいというのが出てくると思うのですが、逆に新しい部会が機能し始めると、大きい部会を設けることがかえって軽視されないかという懸念を持ってしまいます。ですから、そういう意味では、報告書に何が盛られるのか、大法廷型のほうは先例的・先進的提言を行うということが非常に重要なわけですし、紛争解決の指針とか、法解釈の見解等を詳細に示す必要があるということを大事にしていかないと、やはり便利なほうに流されてしまうのではないでしょうか。本来の救済委員会の持つ機能と、それがもっと全体のところで提言がどう生かされているかというつながるところの部分ま

でに、きちんと全体が機能するような実効性を伴わないと、私自身は懸念している部分があるので、その辺報告書に書いておいたほうがいいのではないかと思ったりもしていますが、いかがでしょうか。

池本部会長 ほとんどの案件が2名体制の軽いほうへいって、大きいほうが開かれなくなるのではないかという懸念ですか。

矢野委員 そうですね。

池本部会長 文章にどう書くかですが、必ずやるようにとも書けないですね。

矢野委員 それこそ最低年間1件か2件は絶対やるとか、何か易きに流れそうな気がします。

消費生活総合センター所長 実態を申し上げますと、今付託されているのは、池本先生 のご指摘が以前ありましたけれども、ほとんど提言等を求めるというような要件が全部入っておりますので、少なくとも年間1件から3件は必ずあると思います。今後の体制を強化していただければ、それ以上できるのかなと思っておりますけれども。

野澤委員 やはり消費者委員と事業者委員が加わって一緒にあっせん・調停案をつくる というのがすごく大事なことだと思うのです。だから、そこが軽視されないような仕組み というか、書きぶりというか、そういうものは少し入れておいたほうがいいかもしれない ですね。提言を行うような場合には消費者委員と事業者委員は必ず入れるとか。

池本部会長 そうすると、最初にその振り分けを事務局だけでやるのか、会長・副会長を交えてやるのかという入口での振り分けの問題と、あるいは、付託されて2名でやり始めたけれども、論点がかなり重いので、もう一回大法廷へ回付するような、途中段階で見直すという道を残すというのも1つかもしれないですね。

野澤委員 そうですね。

池本部会長 事実関係を調べたり、議論を一、二回やってみると、これはかなり深い重い問題だとなったときに、今おっしゃったように、メンバーを広げてやるという道はあってもいいのかもしれないですね。

野澤委員 特に多様性とか重大性という案件の場合には、むしろ消費者委員と事業者委員が加わったほうがいい場合もあるかもしれないですね。

池本部会長 のところでほかにいかがでしょうか。

野澤委員 あと、今日は論点になっていないのでしょうが、前回、図を示していただい て、第1部会、第2部会でどういうふうにやるかというのがありましたね。あれは、たぶ ん最終的には事務局のほうにお任せすることになると思うのですが、私、前回は第1部会と第2部会であまり分けないほうがいいかなと思っていたのですけれども、ただ、現実的に動き始めると、ある程度分けざるを得ないのかなと。たぶん実際にやってみると、そうなるんじゃないですか。だから、第1部会と第2部会でわりと固定して、第2部会の中で回していく、あるいは第1部会は年間3件ぐらいでしょうけれども、それは委員を固定して、たぶんそうせざるを得ないのかなという感じはしますね。たぶん第2部会のほうはサイクルが早いでしょうから、3カ月ぐらいで何件か同時に回っていくということになると、それと第1部会の委員と混ぜてというのはなかなか難しいかもしれないですね。

池本部会長 ただ、そうは言いながら、第2部会のほうは短いサイクルで年間2件目です、3件目ですといって、第1部会は、たまたまこの年は1件だけ、あるいはゼロ件となると、バランスが。また確定が難しいですね。

野澤委員 ええ。あまり固定的には考えなくていいのかもしれないですけれども、ただ、 ある程度はそういうふうに分けておいたほうがいいと思いますね。

池本部会長 そういう中で出てくるという可能性はあるのかもしれないですね。
野澤委員 そうですね。

池本部会長 ほかに の関係ではいかがでしょうか。

これは全く形式的な読み取り方のことでの希望ですが、先ほどの上から6行目、「なお、付託案件のうち『当該紛争を解決する上で、法解釈上の問題があり、委員会の判断を示す必要があるとき』について委員会で審議する場合」というところは、「法解釈上の問題があるときにかかる紛争案件について」という言葉が入っていないと、判断を示す必要があることの審議のように読まれるおそれがある。「にかかる紛争案件について」という言葉を足しておいたほうがよろしいかと思います。

ほかに で。また後で戻る可能性を含めて、 の議論がちょっと不十分だったところもありますので に入りましょうか。では、 「機能」のところについてお願いします。

矢野委員 質問です。グレーのところですけれども、「委員会が意見を述べることができるようにすべきである。」というのはよくわからないので、ちょっと説明をしてください。

消費生活総合センター所長 規定類は今お手元にございますか。消費生活条例の30条をご覧いただきたいのですが、49ページになると思います。条例の30条ですが、現在、 事件の周知ということで委員会に付託された案件について公表しているのですけれども、 主語が「知事は」ということになっておりまして、全て行政側の判断ということになっておりますので、委員会としては事業者名公表については特段議論もしない、是非についても、委員会としての意見をまとめないということになっております。しかし、ここに書いてあるとおり、一般予防の観点から審議も行っていただいているということもありますので、公表について意見を言っていただくというような制度にしてはいかがかと、そういうご提案でございます。

野澤委員 具体的には、委員会が、これは事業者名を公表したほうがいいとか、しない ほうがいいとか、そういう意見を言うということになるのでしょうか。

消費生活総合センター所長 はい。当初、前回お出ししたものについては、事業者名の公表について幾つかの考え方を示してご議論いただいたのですけれども、結論的には、今までと変わらず、事業者があっせん案・調停案に同意しなかった場合には公表するというところについては皆さんご同意いただいたのですが、それ以上に、付託された案件について全て事業者名を公表すべきだというようなご意見もありましたので、そこについて今日ご議論いただくのと、全部公表するという原則に立ったとしても、やはり公表しないほうがいいのではないかというケースがあったときには、ここの委員会で意見を述べるという仕組みでご意見をいただく、そういう制度設計が必要なのかなということでここに記載してございます。

矢野委員 委員会で述べた意見の取り扱いはどうなりますか。例えば、公表すべきであると述べた場合に、その取り扱いは。

消費生活総合センター所長 それを踏まえて行政が判断することになります。

矢野委員 ということは、委員会ではそういう意見だったけれども、最終的にはやはり 公表されなかったもありですよね。

消費生活総合センター所長 そういうこともあり得るとは思います。

池本部会長 ただ、実際は、公表の判断を委員会ですべしというのをつけたほうが安心して出せる、そういうふうに機能することのほうが多いだろうと思います。ちなみに、国民生活センターでも、個別案件の担当が解決をし、国民生活センターの場合は、社名を含まない結果の概要は必ず出し、なおかつ社名も含めて出すかどうかということについて、担当部会がそこも意見を付して全体委員会へかけます。それで、全体委員会でその報告を受けて、なるほどこれは公表したほうがいいとか、あるいは非公表を前提に提案したけれども、むしろ公表すべきではないかという意見が出たりというふうに、全体委員会での議

論の大事な部分は、そこにかなり時間を取っているというぐらいです。

野澤委員 2つ問題があるのですが、1つは、要するに事業者名の公表というのは、事業者にとってやはり相変わらず不利益が大きいと思うのです。だから、事業者の側はかなりナーバスになっていると思うのです。そうすると、1つ目の問題としては、あっせん・調停が成立したのに、なおかつ事業者名を公表する。その理念とか考え方はすごくわかるのですけれども、現実にそれはかなり慎重を要する問題だろう。事業者からすると、避けたいところだろうと思うのです。それが1点。

もう1つは、委員会が意見を述べてやるというのもいいのですが、例えば今後、事業者が訴訟するということが起こると思うのです。そうすると、損害賠償請求なりしてくるときに、今度は委員会が矢面に立たされるおそれがあるわけで、都知事がというのか、主体が委員会、あるいは委員会の意見でということになると、委員会が訴えられる可能性も出てくる。それはそれでいいといえばいいのでしょうけれども、そういう危険性も想定しながら考えないといけないかなというふうに思います。

佐々木委員 公表の問題で、こういう形で委員会のほうで意見を述べて、行政のほうで判断して公表するということになると、やはり要件みたいなものが必要になってきますよね。それが裁量だということになると、それはどうなんだという話になると思うのですけれども、私が公表したらどうかというふうに言うのは、都民への情報の提供として行うのだと。全件公表するのが前提ですという形でやるのだったら裁量の問題は起こらないし、しかも、それはこの手続に協力しなかったというか、同意しなかったとか、あるいは、あっせんができなかったということに対する不利益ではないわけですよね。できようが、できまいが公表してしまうわけだから。そういうふうな形でできないのか。それは、例えば適格消費者団体が差止請求をして、それは訴訟外で合意ができても全部公表するという法律の規定でやっていますので、それは要するに公益目的で、真実、事実について公表するのであれば、訴訟リスクはありますけれども、それで損害賠償請求訴訟で負けてしまうということもないだろうというふうに思っているわけです。

そういう形で、確かに事業者名を公表するかどうかというところは事業者にとって非常に重要なところですから、そこは1つ、この委員会の中で解決するかどうか、あっせんに応じるかどうかの1つの作用を果たしていることは間違いないので、そこの大きさをどうはかるかという問題はあるのですけれども、例えば、あっせんが成立したという事業者が、その後、そういう不当な契約条項を使っていないのかどうか。個別の案件は確かに解決し

たけれども、使っていないのかどうかという問題とか、あるいは同じような表示をしていないのかどうかということになってくると、相変わらず行っているという事業者もいないわけではないので、そういう意味では、事業者を公表するということは、その後の方の解決にとっても役に立つということになりますので、そういう意味では、事業者名を含めた公表ということを考えられてもいいのではないかというのが意見です。

川野委員 まだ余りよく理解できていなくて、テーブルに就く、就かないというのはま た別の話ですよね。

消費生活総合センター所長 テーブルに就く、就かないというのは。

川野委員 交渉のテーブルに就く、就かないというところについては、これは初動の段階から協力を得られないということですね。悪意性が那辺にあるかということがあると思うのですが、それは置いておきまして、あっせん・調整に同意しなかった場合、同意した場合でも、ひょっとしたら同意内容によってはまた被害が拡大する可能性がある、ないとか、ステップ毎に選択肢が幾つかあるんですよね。私自身整理ができていないので、公表する場合のもともとの要件というところをもう少し整理していただいたらわかりやすい。原因 1 から、次のステップ 2 というところで、これは公表する、しない、という委員会の判断が選択肢として記載された一覧にしていただければ、私としては非常にわかりやすいのですが。

消費生活総合センター所長 今の現状をちょっとお話ししますと、先ほどご覧いただいた消費生活条例の49ページに書いています30条の後段に書かれております「同一又は同種の原因による被害の防止及び救済を図る」ということが事件の周知の目的ですので、この目的に照らして、公表するかどうかというのは決めております。実際、運用上の話を申し上げますと、事業者があっせん案・調停案に同意しなかった場合は、事業者名も含めて公表しております。と申しますのは、あっせん案・調停案に同意しなかったという当該事業者が、今後起こってくるほかの消費者紛争の場面で解決を図ろうというときには、やはり同じように応じないということが考えられますので、こういう事業者には注意をしてほしいという趣旨で、注意喚起の意味合いで事業者名を公表しています。

川野委員 同意しない場合には必ずということですか。

消費生活総合センター所長 ええ。同意しているということになれば、紛争処理の考え 方に応じて、事業者も改善が図られているというこれまでの実態がございますので、同一 又は同種の原因による被害の防止・救済は、事業者名を公表しなくても図れるという判断 です。

川野委員 それは個別案件の同意ですよね。

消費生活総合センター所長 そうです。

川野委員 その個別案件の同意が、いわゆる社会から見たときに、それはあくまでも当事者間の合意ですよね。それが妥当かどうか。ひょっとしたら、合意は得たけれども、更に被害が拡大する可能性があるときには発表しなさいという意見をここで付託するということですか。合意した要件だとしても、それが当事者間では満足されても、社会的に見ると、これはまだ被害が拡大するのではないかということがあり得ますよね。

企画調整課長 今は、結果として、当事者間で合意するかしないかだけが判断材料になっています。ですから、川野委員がおっしゃるような、これは解決したけれども、将来的に更に波及するおそれがあるのではないかというところまで判断要素に今は入っていないんです。

川野委員 今は入っていないので、入れようということですか。

企画調整課長 はい。単純にその紛争案件が当事者同士で解決できたかどうか、そこだけが今、判断材料になっています。東京都は非常に単純でして、要は、その案件が合意されれば公表しないけれども、合意されなかった場合には2次被害の可能性があるだろうという考え方で、そちらは全て公表しているということになります。

川野委員 合意しなかった場合には理解できますけれども、合意した場合のところで、 いわゆる選択肢が分かれてくるわけですね。そのときに、当事者間はいいけれども、何遍 も言いますが、社会的にはこれはやはりおかしいのではないかというときには、それはこ の部会なり委員会で意見書として出しますよということですか。

企画調整課長 そこをどうするか。結局、現在は今申し上げたような考え方でやっているのですけれども、公表という、先ほど野澤委員からもお話がありましたように、事業者にとっては致命的なことにもなりますので、かなり慎重にしなければいけないという側面もある中で、今回、公表をどう考えるかで、東京都はあくまでも制裁ということではなくて、2次被害の防止ということに重点を置いている。これが被害救済委員会の基本的な考え方の大前提でもありますので、基本は公表していこうという考え方です。個々の救済が済んだからそれでいいということではなくて、あくまでも2次被害の防止に重点を置くということを掲げているものですから、基本は公表を前提に考えているのですけれども、ただ、そうはいっても、件数が増えてくれば公表できない場合もあるのではないか、例えば

事業者が誠意ある対応を見せたときに、それを全て公表することがいいのかどうかという こと。テーブルに就く、就かないの話ですけれども。

その中で、現実にあるかないかは別ですけれども、理論的には、仮に委員会が示したあっせん案を、事業者は受託したけれども、消費者が応じなかった場合に、これは不成立になるわけですが、これも一律に公表していいものだろうかということが理屈としては考えられるわけでありまして、こういったケースも含めて、委員会にご意見を伺うということも考えてもいいのではないかということでございます。

川野委員 理解不足で申訳ないのですが、そこのところを先ほどの一覧表にしてもらえれば非常にわかりやすいなと。

企画調整課長では、マトリックスにして整理します。

池本部会長 そこはぜひ作業をお願いします。「合意した」という言葉と、あっせん案を提示したものに「同意した」というので評価が分かれてきます。最後におっしゃったように、申請人が拒否して合意に至らないものもありますし、それから、国センでのADRでも同じ議論で、合意が成立した案件だけれども、そういうところで持ち出されれば、この件は解決しますと簡単に折れてくるけれども、同じことを繰り返している。これで本当にいいのかというのが全体委員会でもかり議論があったんです。かといって、解決へ向けてのインセンティブを逆に封ずる可能性がある。合意したのに、後で委員会で公表というふうになると、話が違うじゃないかというふうにならないか。そうだとすると、成立に至る過程で合意した場合も公表の可能性があるということを告知しておくべきではないかとか、いろいろな議論があったんです。

そういう中で、成立した場合にも公表できる可能性は選択肢としては残そう。ただし、今のようないろいろな要素を考えて、全体委員会で慎重に判断しようというような、何かわかったような、わからないような確認をしたことがあります。ですから、場合分け、選択肢をつくりながら、どういう場合はどう考えていく、それを最終的に文言に落とすときにどうしていくかというふうにやっていくといいのかなというふうに思います。

野澤委員 あと、将来的なやり方として、佐々木委員が言われたように、全部公表してしまうというのも1つの考え方としてはあり得るんですね。ただ、現実的には、今、池本部会長が言われたように、たぶんあいまいなところに落ちつかざるを得ないのかなとは思うのですけれども。今までの経験からすると、まとまったけれども、同じように悪いことをしている事業者もいますから、やはりそれは公表の必要があると思うのですが、ただ一

方で、事業者のほうも、これを機会に改めますと言っているのに、なお公表するのがいいかというのはちょっと微妙なところもありますよね。だから、結局はケース・バイ・ケースで委員会の意見として公表する、しないというのを最終的に判断せざるを得ないのかなと、そういう感じはしています。ただ、幾つか案として出されて検討されるといいと思います。

池本部会長 ほかにいかがでしょうか。

矢野委員 質問です。佐々木委員が言われた、適格消費者団体の場合は全て公表していくわけですけれども、その辺の考え方を行政側のほうはどういうふうに捉えているのでしょうか。

企画調整課長 そこは事務局の中でも一番議論になったところでありまして、やはり 2 次被害拡大防止ということを主眼に考えれば、公表することが消費者にとって一番メリットがあるということはわかるのですけれども、ただ、被害救済委員会の役割として、個別被害の救済ということを考えた場合に、やはり事業者にインセンティブが働く解決方法をとる必要があります。結局、何でもかんでも公表するとなると、やはり事業者側が歩み寄る意味がなくなってきますので、ここのところはある程度考えてやる必要があるのではないかと。これは 1 つの目的に対して矛盾しているような言いぶりではあるのですけれども、そこをどこでバランスをとるのかというのが一番難しいところかなと思っております。

佐々木委員 要するに、公表に対する考え方が変わっていかなければいけないとは思うのですけれども、誤りがあって、そこを指摘されて変えましたというのは、人間として別に恥ずかしいことでもないし、批判を受けるべきことでもないと思うのです。だから、適格消費者団体で事業者と話をして、公表が前提になっていますと。だけど、それはここを指摘されて、御社がこうやって直したという事実を公表することになるので、別にそれが不利益ではないのではないですかというふうなことでお話をさせていただく。公表するしかないので、それを前提に話をさせていただくのですけれども、それでも公表されるのは嫌だから直さないというのではなくて、それはそれで直しましょうという形で応じてくる事業者の方はいらっしゃるわけです。だから、必ずしも、ここでそういう解決をされたということが公表されることが事業者のダメージにならないような、そういう社会の、制度を変えるのが先なのか、意識を変えるのか先なのかという問題はあるかもしれませんけれども、そういう方向に持っていく必要があるのではないかというふうには思います。

矢野委員 私も、適格消費者団体の理事会に出ていて、公表されていることに全然違和

感がありません。しかし、被害救済委員会の場合は、合意していないもののみが公表されるので、やはり罪悪感みたいなものがあるのですけれども、私も佐々木委員と同じように、今後の目指すあり方というか、考え方としては、やはりプラス面で、公表していくことで、事業者が努力をしている、前向きに消費者視点に立った事業を行っているんだという、そういう事業者を消費者は支持するんだというところがもっともっと広まっていかなければいけないのを制度の中で応援していくというのもありと思うのです。最終判断は難しいところですが、そういう考え方もありということを何らかの形で「中間のまとめ」に入れていけないでしょうか。

池本部会長 おっしゃるとおり、まさにそこが一番本質的な今後のあり様の考え方だと思います。問題は、先ほどの49ページの30条の「同一又は同種の原因による被害の防止及び救済を図るために」という言葉と、この業者はきちんと申し入れたことについて改善し、今後は被害が発生しないように対応しました、いい業者ですよというのは、この目的での公表ではないというふうになってしまわないか。そうだとすると、この30条そのままではなくて、変えるにしても、目的、要件を変えないといけないということになってきますね。

野澤委員 ただ、30条は「当該紛争が解決したとき」というのも入ってはいるんです よね。

池本部会長 だから、解決したときだけれども、「同一又は同種の原因による」というのは、この案件はやったけれども同じことを繰り返しているというものと、例えば契約条項も改善して今後は起こさないようにしましたという場合と、そこのすみ分けが判断の幅があり得る。それを現在、解決したものと、していないもので事実上分けておられるけれども、解決した中にもあり得るのではないかというのと、全件だというふうになると、この要件だとちょっと質が変わってくる。

野澤委員 全件だと、やはり変えなければいけないですね。

池本部会長 はい。

野澤委員 しかし、全件は、将来の課題として考え方は十分わかるのですが、今現時点で東京都の公表の仕方も問題があるのかもしれませんが、東京都が公表してしまうというのは影響がかなり大きいですよね。特に消費者被害救済委員会の案件として公表するということは、事業者にとってはかなりダメージが大きいような気はします。それは、たぶん意識を変えていかなければいけないのでしょうけれども。

池本部会長 非常に悩ましい課題が更にあるところですが、いずれにしても、ここは今のような場合分けをしたマトリックスの中で更に詰めることが必要だというところでしょうか。ただ、手続としては、委員会でそこをきちんと方向づけをした意見を都として公表するという手続的な方向づけは要るのではないかというところを書くようにしておきましょう。

野澤委員 あと、9ページの上の丸のところですが、これは内容はわかったのですが、 単に書きぶりだけの問題ですが、「あっせん・調停に同意しなかった場合には」というと、 やはり公表しますという制裁みたいな書きぶりになるので、もう少しクッションを入れて、 例えば「同意せずに不調に終わった場合には」とか、何か間に入れるといいのかなと。内 容はもちろんわかったのですけれども。

池本部会長 それは、先ほどと同じで、「同意しないためにこの手続での解決が困難であると認める場合」とか。

野澤委員 そうですね。何か間にもう少し入れるといいかなと。

池本部会長 ほかに の関係ではいかがでしょうか。あるいは事務局から、この点の議論がまだ不十分という点があれば注文を出していただきたいと思います。

矢野委員 9ページの一番下の丸と10ページにつながる、いわゆる努力義務ですが、 やはり弱いと思います。全然強制力がなくて、これがギリギリなのでしょうか。

企画調整課長 ここも非常に悩ましいところでございますけれども、やはりADRの性格を考えたときに、努力義務ですとか、それを担保するための罰則というのは、ちょっとなじまないのではないかということと、前回のご議論、ご解釈をいただいた中で、このように整理をしたところです。ただ、そうはいっても、当然、制度を有効に活用するための努力を事務局に求めるという部会としてのご意見をまとめて、こういうふうに書いたということでございます。

池本部会長 29条の8項は、委員会の側が出席要求ができるという委員会の側の要求権の範囲です。事業者がこれに出席し、調査に協力するよう努めなければならないという、 そちらの規定はない。それを入れるのかどうかと、効果としてどう位置づけるかという話でしたね。

消費生活総合センター活動推進課長 ここでは、要は「できる規定」ということで、行政指導もできるという法律の解釈もあるかと思うのですけれども、今、事務担当として携わっていることで言いますと、やはり事業者が、「できる規定」だけじゃないかというこ

とで出頭しないというケースも増えてきつつあるという現状がございますので、その辺で、「できる規定」の後に1つ努力義務といいますか、そういうものをつけ足すのがいいのかどうか、その辺を議論していただければと思っております。

池本部会長前回もそういう提起をいただいていたと思うのですが。

消費生活総合センター所長 前回のご議論の中では、努力義務規定を設けても、実質的にそれを担保するものが設けられないということであれば、実効性が乏しいのではないかというご意見もありましたので、それを踏まえて、現行規定をフルに活用して出席を促す努力をしよう、調査に協力を促すようにしようと、そういう書きぶりで整理をさせていただきました。

池本部会長 条例全体を見ていないから聞くしかないのですが、全体の中で事業者は都 の施策に協力する努力義務規定というのはあるのですか。

消費生活総合センター所長 はい。条例の7条に一般規定として設けてございます。

消費生活総合センター活動推進課長 11ページでございます。

消費生活総合センター所長 7条の第2項です。

池本部会長 「都が、この条例に基づき実施する施策に協力しなければならない」と。これがあるならば、これの具体化として救済委員会からの出席要請、あるいは資料提出等について、協力の努力規定であっても、入れることは全体の中では整合性は全く問題ないですね。突出した規定ではなくて、確認的に、この手続の中でもう一度置くということは、特に置くこと自体がまずいという問題はない。むしろ、置いただけでいいのか、更にプラスのペナルティまで置けないか、そこはなかなか難しい。そちらの議論はあると思うのですが、規定を入れることによって、この文章にあるように、事務局でいろいろ趣旨を理解させて、出てくるように働きかけるための説得根拠が1つ増えるという意味では、ここへもう一個、8条と9条の間に事業者は出席するよう努めなければならないという言葉を入れること自体はどうですか。

佐々木委員 いいんじゃないですか。

野澤委員 別におかしくないですね。7条2項とか7条3項のような文言というか、言い回しもありますね。実質的に「努めなければならない」みたいな。

池本部会長 条例全体に係る一般的な努力規定、この救済委員会の事案において協力するよう努力規定を入れる方向で検討していただいてもいいのではないか。よろしいですか。 川野委員 前回も話がありましたが、今のこの条例の中でできることはやろうと。でも、 最終的には一部改正も視野に入れてというお話がありましたので、より実効性を高めるために、入れてもいいのではないかと思います。

池本部会長では、今の点はその方向でご検討願うということにしましょうか。

さて、10ページの民間ADRとの連携強化、ここをちょっと確認して、そしてもう一回全体であればというふうに戻ろうと思いますが、10ページ、民間ADRとの連携、この辺はどうでしょうか。

企画調整課長 ちょっと補足をさせていただきますと、実は民間ADR機関につきましては、いろいろな業界単位でできてきてはいるのですけれども、まだまだばらつきがあるというのが現状でございます。そういうことで、今回の見直しと足並をそろえて、すぐー緒にスタートするということではなくて、今後、当然、東京都のパートナーとして重要な位置づけになってくるであろう、将来含みの構想であるということが前提でございます。その関係で、では具体的にどうするのかというようなことはまだまだ書き込めておりません。不十分ではございますが、ただ、方向性としては、当然、東京都として重視していこうということと、それから、やはり一般の消費者の方はなかなかなじみがないということですので、やはり公的なADR機関が間に立つということも東京都の仕事としては今後重要になってくるのではないかという考えに基づきまして、こちらを記載させていただいているところでございます。

池本部会長 具体的な施策としては、2の2番目の丸にあるように、「各機関と情報交換会を開催するなどして」ということが具体的なスタートであるということですね。

企画調整課長 はい。まだ全般的な書き方しかできておりませんけれども。

矢野委員 今、個別に情報交換会とありますけれども、連絡会的な志向はないのでしょうか。

企画調整課長 それぞれのADR機関が一定のレベルに達してくれば、当然そういうことも考えていかなければならないと思います。

池本部会長 ちなみに、以前、国センADRと保険業界のADRと懇談会をやったことがあります。事務局員と委員3~4人と、向こうも事務局と委員で意見交換をしました。 そこでは、お互いに、こんな案件はこういうふうにやっていますという公表資料を交換して、国センも保険関連で和解が成立したもの、していないものという公表資料を準備して、公表というのは事業者名を含まない概要の公表資料ですが、それを交換して、どんな手順でやっているか意見交換しました。保険業界は、専門分野なら自分たちのほうでやるから ぜひ最初から回してくださいという意見ですが、国セン側は、その場で露骨には言わないですが、やはり保険業界ADRの手続や実情を聞くと、国センとしては、適合性の原則とか、新しい考え方で柔軟に、もう一歩踏み込んだ解決を示さないと、どうも業界ADRだけでは不十分だよねというようなことを感じました。やはり個別の意見交換の場で本音ベースで話をするということが大事だなという感想を持ちました。

野澤委員 10ページの2の最初の丸の書きぶりですが、これは慎重にこういうふうに書かれているのかちょっと確認したいんです。将来的には、相談者が紛争解決機関としてADR機関を選択した場合につないでいくというのが想定されていますね。これは、要するに、相談者がこういう相談ですがと言ったときに、東京都としては、ADR機関に回すということではなくて、あくまで相談者がそれを選択した場合につなぐという、そういう仕組みを考えておられるのですか。そこに限るというか。

消費生活総合センター所長 はい。あくまで相談者の選択を想定しております。具体的につなぐやり方としては、現在、多重債務の相談のときに使っております「東京モデル」というのがありまして、具体的な法律家につなぐやり方ですけれども、例えば弁護士会の相談センターにつなぐ場合は、相談員が直接センターのほうに電話をして、アポを取ってあげて具体的につないであげる。それで、後でフォローの報告もいただいています。そういう仕組みをつくった上で、確実につなぐということを想定しております。

池本部会長 その意味では、「現状では、十分に周知されていない」と「将来的には」の間に、センターとして民間ADRの存在やその活動内容を相談者に紹介できるような情報というか、体制というか、それをまずつくるということでしょうか。それがあって、では、そちらを使ってみようかといったときに、きちんとつなげる連絡体制をつくっておく。今は、どこにどういうADRがあって、あそこは信頼に足るのか足らないのか、こういう案件はあちらへ持っていくと結構いいかもしれないというのは、相談員のレベルでさえまだ見えていないから、責任を持った紹介ができないから止めておこうという感じになっていると思います。情報交換会とかいろいろやって、こういう案件はあちらで十分やれるし、迅速にできるかどうかをセンターの中でまず情報をきちんと整理することが第一段階で必要だろうと思います。そういう意味では、「現状では」と「将来的には」の間にそういう課題があっていいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

川野委員 今、部会長も言われた民間ADR、全ての業種・業態であるわけではありま

せんが、当会会員にも一部加入しています。ここは専門分野ですので、これをぜひ活用いただきたい。これは消費者にとってメリットがあるというところでつないでいただきたいと思うのですけれども、正直言って、消費者からの信頼性・活用度も含めてまだ課題はあるというふうに認識しています。

相談員側が選択肢として民間 A D R を提示した場合に、選ぶのは消費者の方ですけれども、提示してくれたところはひどかったという 2 次的な不満がセンター側に返ってこないような、そのためには、民間 A D R 自体の質を高めるというのがベースですが、そこを担保するといいますか、あくまでもお客様の選択肢といえ、相談員さんが困ることがないように、きちんとバックアップできる体制にしてあげないと、この話も進まないのではないでしょうか。将来の方向性は大事だと思っていますので、「中間のまとめ」に入れることは大賛成であります。ただし、今後いろいろ検討することは多いかなと思います。蛇足かもしれませんが。

池本部会長 まさしくそこが一番大きい課題だと思います。

ほかにいかがでしょう。なけれは、全体を通じて改めて何か補足すべき点があれば。

矢野委員 全体を通じてですけれども、改めて2ページの「『中間のまとめ』のポイント」のところに、救済委員会のねらいとして、被害の未然・拡大防止ということで、それの手だてとして情報提供だというふうに書いてあるのですが、審議会のところでも意見は出ていましたが、いわゆる提言をしたことがどう流れていくのか。行政側がどう受けとめていくのか。例えば新たに国に意見書を出したとか、そういった提言をして言いっ放しで終わりではなくて、それが形になって更に拡大・未然防止につながる手だてをしっかり行政が講じているというところまで見えてこないと、やはり救済委員会としてもやりがいが弱いかなと思うのです。だから、救済委員会そのものの役割ではないけれども、救済委員会の流れとして行政がどう受けとめていくかというところも最後のほうに何か書いてほしい。それで全体が見えてくるという形をとってほしいと思います。

池本部会長 今、ポイントのページでおっしゃいましたけれども、手近のまとめ文で言うと、何かそういう課題的なところでも一言という感じでしょうか。

矢野委員 委員会そのものの扱いというか。

池本部会長 委員会の役割、位置づけの問題でしょうか。

矢野委員 提言したものがどう流れていくのか。提言するからには、それが実効性を伴わないと意味がないので、最後の辺に、改めて行政側としての項があるとよいです。。そ

れとか、よく行政は、計画などの実効性でマトリックスというか、流れが、個々の委員会でこういうことがあって、それが矢印になってというふうなものもありますよね。だから、 委員会だけで完結しない状況というか、見える状況をつくってほしいと思います。

池本部会長 そういう意味では、7ページの一番上で、見直しの方向で被害救済の体制 強化を目指してという、そこが救済委員会の見直しだけではなくて、それが全体としての 拡大防止につながる体制に結びつく必要があるという、おっしゃったところはこのあたり になるでしょうか。具体的にどう書けるかというのはわからないですが、問題提起として は大切だと思います。

その意味では、解決して公表する案件のことで1つだけ。今おっしゃったのは政策で使うという話ですが、センターへフィードバックする関係で言いますと、国センは、スタート当初は、事業者名があるのもないのも結果の概要をホームページで公表していました。それだけだと、全国のセンターの相談員がふだん見ているPIO - NETとは別に、国センのホームページを開いて探さなければいけないという意見が出て、今はPIO - NETの中の「消費者行政フォーラム」というところへアクセスすれば、そこから、要するに、ふだん開いているPIO - NETのある窓を開けば、そこにも出てくる。しかも、そこでは、実はホームページで出ている結果の概要とは別に、論点整理をした部分も貼りつけてあるので、個別案件の処理には更に参考になるというふうにしています。

その意味では、被害救済委員会での報告書、大法廷型も新しい部会型も、それが相談員にフィードバックしやすい仕組みを更に配慮していただくということはぜひお願いしたいと思います。そういう意味では、都内の各センターにそれが見えやすい形を検討していただくといいますか。

消費生活総合センター所長 今の現状を申し上げますと、各センターとうちのシステムを結びまして情報提供するなどさまざまやっているのですが、まずそのシステムを使って、あっせん案・調停案、被害救済委員会の報告について流し、次に月に1回発行している、「今月の消費者相談」という冊子で都内の各相談員には情報提供しています。

池本部会長 そういう意味では、既にやっておられるということですね。

消費生活総合センター所長 はい。都内の相談員には大体できているかなと思っております。

池本部会長わかりました。

野澤委員 矢野委員が言われたように、特に行政への提言と出しているのですが、あれ

はその後どうなっているのかというのはよくわからないですよね。これは何ともしようがないのでしょうけれども、それが具体的に何かになったというのは余り聞いたことがないし。しかし、何ともそればかりはしようがないとしか言いようがないのでしょうけれども、そこが都として何か体制をつくって政策に生かしていけるような、そういう仕組みまでつくれれば一番いいのでしょうけれども。なかなか難しいのは十分承知していますが。

矢野委員 20ページも労力をかけてつくられた報告書が、提言は提言で言いっ放しということではなく、時折、総会でこういうものが実現しましたという報告はあるので、むしろそういう状況を増やすことですし、執行側として行政側がまさにそこは受けとめなければいけないことだと思うのです。だから、そこら辺はもっと積極的に、せっかくいい委員会があって立派な提言が出ているのに、それが活かされないではなく、東京都はそれでなくても国への提言をたくさんしていますけれども、更にそこは力を入れてほしいと思いますし、そのことは今回のまとめの中にはそこまで見える形で文章化してほしいと思っています。

消費生活総合センター所長 今の関連で申し上げますと、昨年度につきましては、報告書をいただいて、それに基づいて国への提案要望をやっておりますのと、あと昨年度からは、事業者に具体的な改善要望等を書面で出しまして、それで確認をするということをやってございます。

矢野委員 そういう事例も紹介しながら、引き続き力を入れていくというような形にしていただければと思います。

池本部会長 ほかにいかがでしょうか。

では、今後のこの取り扱い手順あたりを最後にご紹介していただけますか。

企画調整課長 本日、「中間のまとめ(案)」ということでご議論いただきましたけれども、今後、本日頂戴いたしましたご意見を反映させまして、事務局で「中間のまとめ」の案を修正いたします。更に、もし今後お気づきの点がございましたら、訂正用の原稿と返信用の封筒を配付させていただいておりますので何かございましたら、こちらに書き込んでいただくか、または赤書き訂正するのがお手数であれば、お気づきの点をメールでご指摘いただければというふうに思います。大変恐縮ではございますが、これから1週間、来週の8月3日、水曜日までにご意見があればいただきたいと思います。

池本部会長 この封筒に入ったここに書き込んでお送りする形でもいいし。

企画調整課長 それでも結構ですし、それ以外にも、全体的なことであれば、例えばご

意見としてメールでいただければ。お手数をかけない方法でというふうに考えております。 本日いただきましたご意見はわかっておりますので結構でございますので、今後また新た に何か出てきましたら、そういった方法でお願いしたいと思っております。

いただいたご意見を集約しまして、修正した案文を事務局のほうでまとめていきたいと思っております。直したものにつきましては、再度お集まりいただくということではなくて、個別にご説明に上がらせていただきまして、そこでご了承いただくという形で考えております。今後また日程調整などお願いをすることになりますので、ひとつよろしくお願い申し上げます。

更にその後でございますけれども、審議会の総会を9月6日、火曜日の午後4時から5時半に予定をしているところでございます。この審議会の総会に、部会でご検討、ご審議いただいた「中間のまとめ」の案を諮らせていただきまして、こちらで「中間のまとめ」として審議会の意見として集約をしていただくということで考えております。9月6日に審議会がございますので、予定方よろしくお願いしたいと思います。開催の詳細につきましては、また後日、別途通知でお願いをさせていただきますけれども、日程の確保方お願いを申し上げます。

審議会の意見として「中間のまとめ(案)」をご了承いただいた後は、パブリックコメントを予定しております。ここで然るべき期間、都民の皆様のご意見をいただいて、そのご意見を集約した段階で再度部会を開催させていただきます。都民の皆様の意見を踏まえて、「中間のまとめ」にそれを反映させて、最終的な「答申(案)」という形で考えているところでございます。次回の部会はそれが終わってからということになりますので、10月なり、その辺のタイミングになってくるかと思います。これはまた別途ご相談させていただきたいと思っております。

池本部会長 1つ質問ですが、今、9月6日の後でパブコメに付して意見を求めるというのはわかりましたが、現時点のこの部会で、例えば今日の案文というのは公表されるものですか。これは、あくまで内部での検討ですか。

企画調整課長 これをもう一回、本日のご意見等を踏まえまして修正をいたしまして、 それを個別に部会の皆様にご了承いただきまして、それを審議会にかけます。このときに 公表になります。審議会に出す資料になりますので。基本的には、それがそのままパブコ メにいくということになります。

池本部会長 相談員の方とか消費者団体等で検討してもらうときに、まだ今日の段階の

ものは非公表扱いで、9月6日でパブコメに出てからということになりますね。

企画調整課長 はい、そういうことです。

池本部会長 よろしいでしょうか。

それでは、以上で本日の第3回の部会を閉会とさせていただきます。ご協力どうもありがとうございました。

企画調整課長 本日は、長時間のご審議ありがとうございました。

消費生活部長 私のほうからお礼とご挨拶をさせていただきます。

池本先生をはじめといたしまして、部会の皆様、本当にお忙しい中に、ここのところ3 回も部会を開催させていただきまして、密度の濃い議論をしていただきまして大変ありが とうございました。本日までに非常に大きな視点のご意見、また個別の専門的なご意見を いただきましたので、先ほど課長が申し上げたとおり、これをまとめて、再度調整させて いただいて、審議会にかけて、都民に公表していくというふうな形でまとめていきたいと 思います。更には、ご意見をいただく、あるいは調整の段階でいろいろご協力いただきま すので、しばらくの間、ご協力をお願いしたいと思います。

なお、私事で恐縮ですが、一身上の都合によりまして、消費生活部長ということから退職ということになりましたので、大変ありがとうございました。後任には藤井という者がきますので、8月1日以降、私のほうで引き継ぎまして、先ほどのような形でしっかりと答申をいただき、また、都の行政に反映できるように精いっぱい引き継いでいって、また、うちの部挙げてやっていきますので、何とぞよろしくお願いしたいと思います。大変ありがとうございます。よろしくお願いします。

池本部会長 お疲れさまでした。

午前11時55分閉会